

改正

平成27年6月1日

平成30年5月29日

東洋大学学術情報リポジトリ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、東洋大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術研究成果（以下「成果物」という。）を収集し、電子的形態による蓄積と恒久的な保存と学内外への無償での公開を行い、本学の教育研究の発展に資するとともに社会への貢献を果たすためのシステムをいう。

(管理及び運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、東洋大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行う。

2 管理及び運用に関する重要な事項は図書館館長・副館長会議（以下「館長・副館長会議」という。）で審議し、決定する。

3 前項の重要事項審議に当たり、図書館長は必要と認められる者を出席させることができる。

(登録申請者)

第4条 リポジトリに成果物の登録を申請できる者（以下「登録申請者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本学の専任教職員及び専任教職員として在籍したことのある者並びに本学教員が推薦する大学院生

(2) 本学の学部、学科及びコース並びに研究科、専攻及び研究室並びに研究所及び研究センターを母体とする団体

(3) その他図書館長が認めた者

(登録申請)

第5条 登録申請者は、所定の手続きに従い登録の申請を行う。

2 前条第2号の団体による登録申請は、その組織の長が行う。

3 成果物の著作権が第三者と共有に係る場合又は登録申請者以外のものに帰属する場合は、登録申請者は事前に当該成果物に係る著作権者の利用許諾を得なければならない。

(登録の決定)

第6条 図書館長は、成果物の登録の可否を決定する。

(登録対象資料)

第7条 リポジトリへ登録できる成果物は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 紀要論文

イ 博士論文

ウ 学術雑誌論文

エ 研究報告書

オ 会議発表論文又は会議発表用資料

カ その他図書館長が認めた公開可能な研究教育成果

(2) 登録申請者が関わる教育研究活動において作成されたもの

(3) 著作権法その他の関係法令（以下「著作権法等」という。）を遵守しており、社会通念上問題がないこと

(4) インターネットを通じて配信できるもの

(登録された成果物の取扱い)

第8条 登録された成果物の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 成果物の著作権は、著作権者が有する。

- (2) 成果物を電子的に複製し、リポジトリに格納し、インターネットを通じて無償で公開する。
 - (3) 成果物の公開と恒久的な蓄積を保証するため、複製及び媒体変換を行い、これを保持する。
 - (4) 学内外のデータベースとの連携を図るため、メタデータ及びリンク情報を提供する。
- (公開)

第9条 図書館は、登録された成果物が著作権法等に照らして問題がないことを登録申請者に確認したうえで、インターネットに無償で公開する。

2 図書館はインターネットを通じて成果物を利用する者に対し、著作権法等を遵守するよう周知する。

(成果物の削除等)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された成果物を削除又は公開停止若しくは修正する。

- (1) 登録申請者が所定の手続きで削除又は公開停止若しくは修正を図書館長に申請し、館長・副館長会議において認められた場合
- (2) 盗用又は剽窃によるもの若しくは内容が著しく不適切等の理由により、館長・副館長会議が削除を決定した場合
- (3) その他館長・副館長会議において認められた場合

2 前項第2号により削除した場合、図書館長は、削除理由を付して登録申請者に対して遅滞なく通知する。

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリに公開された成果物を利用することで発生した登録申請者、著作権者又は利用者の損害又は不利益については、一切の責任を負わない。

(改正)

第12条 この規程の改正は、図書館運営委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第107号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第108号)

- 1 この規程は、平成30年5月29日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、東洋大学学術情報リポジトリ運用委員会規程は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に東洋大学学術情報リポジトリ運用委員会の委員である者の任期は、終了する。